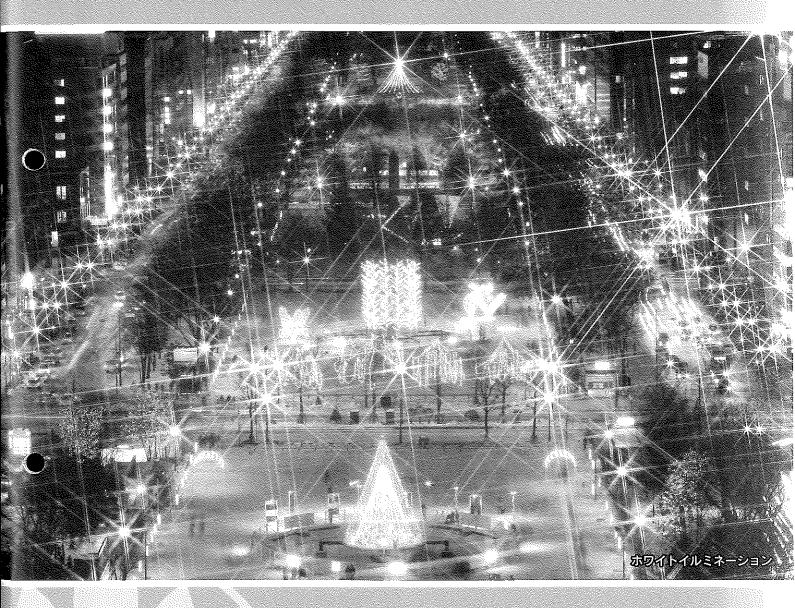
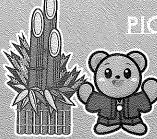


GYOSEISYOSHIHOKKAIDO TIKELLILAILIE



2006年1月 No.27年

ホームページアドレス - http://www.do.gorasei.ord/ メールアドレス - gyasei@mrd.biglobe.ne.jj



今月のビックアップ) リレーインタビュー 業務資料







年頭のご挨拶

北海道行政書士会 会長

深貝亨

新年明けましておめでとうございます。

平成18年の新春に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素より会の運営に対し、深いご 理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げま す。

昨年、この欄に新年の挨拶を書かせていただいてから、早1年が過ぎました。小職としては、6月より引き受けた日行連運輸交通部長の職が、OSSの開始時期にぶつかりとてもあわただしい一年間となりました。他の役員や委員の皆様方には、多大なご負担をお掛けすることとなりましたが、暖かいご理解とご声援をいただきましたこと心より感謝申し上げます。今年からは多少楽になると思います。

さて、本年から行政書士試験は試験科目や試験時間が変更となります。受験者にとって切実なのはもちろんですが、会にとっても大きな課題を与えられることとなりました。

改正の理由は、複雑・多様化する社会情勢、 高度情報通信社会の進展、司法制度改革などの 変革に伴い、行政書士に求められる役割が増大 してきていることと、行政書士法が改正になり 行政書士制度の充実が図られてきていることか ら「行政書士の業務に関し必要な知識及び能 力」に変化が生じているため試験の見直しを行 う必要がある。ということです。

このことは、現に会員である行政書士については、平成15年の法改正により資質向上のための研修を義務化したのでこれにより担保せよという図式が出来上がっており、これらを含めて、監督官庁からの非常にありがたい配慮と受け止めております。

北海道会としては昨年スタートした研修制度 をより発展させ、会員の資質向上にまい進する 思いであります。

近年、規制緩和、情報化社会といった風潮の中で、ややもすれば底の浅い、掛け声やうわべだけが重視される傾向が増してきたように思います。書店を廻ってみてもいわゆるハウツーものが席巻し誰もがこうした時代に取り残されまいとしてあがいているように見受けられます。

私は、再三、足腰の強いという表現を使用させていただきました。足腰の強い行政書士、足腰の強い行政書士、足腰の強い会を目指していこうと申して参り社会たった。このベクトルはそういう意味では今の社会風潮に逆らっているかもしれません。しかし、幸い皆さんのお知恵をお借りしてまとめた研修制度の方向性も法律をより深く学ぼうとする点が基本となっており、どっしり腰を落ち着けて自分を磨くこと。より学問に近いところに軸足をおいて勉強して参りましょうということであります。回り道と思われますがここが一番大切との認識は決して間違っているとは思えません。

役員、事務局を含め全員が纏まり「会員の為に」という視点を見失わず心を引き締めてこの一年を過ごしてまいりたいと考えております。 どうぞご理解と倍旧のお引き立てを賜れますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の今年1年が益々 のご隆盛と、ご健勝であられることを心より ご祈念申し上げ新春の挨拶とさせていただきま す。





年頭所感 新たな行政書士制度の確立に向けて

日本行政書士会連合会 会長

宮内

平成18年の新春を迎え、謹んで新年のご挨 拶を申し上げます。

日頃より深貝会長をはじめ北海道行政書士会 の皆様方には、日本行政書士会連合会の事業運 営についてご理解、ご協力を賜り、心より御礼 申し上げます。

さて、政府が推し進めるIT化の推進、規制 改革、行政改革、司法制度改革等による社会経 済の構造改革は、確実に進展をみせており、こ のように複雑多様化する社会の中で、行政書士 を取り巻く環境も年を経る毎に大きく変貌して きております。

こうした状況の中、本会では、昨年より、裁 判外紛争解決手続 (ADR 法) に向けた対応とし て、各単位会に無償 ADR 機関の設立をお願い いたしております。これは、各地域における紛 争事案への対応事例を積み重ねることで、全国 的な実績の蓄積を図り、紛争当事者の代理権獲 得に結びつけていきたいとの考えによるもので あります。

加えて、今後とも日本司法支援センターにお ける法律支援ネットワークへの積極的な参画を 推進し、隣接法律専門職種としての行政書士の 責任及び役割をしっかりと果たしていく所存で す。

また、昨年は、6月に法務省告示の改正によ り、電子公証制度上において、行政書士用電子 証明書の使用が認められ、行政書士用電子証明 書を用いて電子定款認証を受けることが可能と なりました。これは、今後、社会において、行 政手続きの電子化、オンライン化が進展してい く中で、行政手続きのプロを自任している我々 行政書上にとって極めて重要な意味があります し、会員の皆様におきましても、是非、この機 会に行政書士用電子証明書を取得し、早期に電 子申請の実務に触れ、習熟していただき、時代 の要請にお応え頂きたいと思います。

さらに9月には総務省告示により、「行政書 士試験の施行に関する定め」が改正され、試験 科目の改廃、科目別出題数・試験日等の変更が なされ、平成18年度からの実施となりました。

これは、時代の変革により、国民の行政書士 に対するニーズが変質、増大し、行政書士制度 が、従来の試験では、もはや対応しきれないも のとなった事実をまさに示すものであります。

我々はこうした時代の変化をしっかりと読み 取り、行政書士制度の進むべき道を見定めなけ ればなりません。そのためには、常に、国民が、 行政書士に対し求めるものは何かをつかみ、そ れを我々行政書士の業務にフィードバックして いく意識が必要です。このことは、我々一人ひ とりの行政書士に課された不可避の課題として 認識し、常に自らを律し、ひとつひとつの業務 に誠実に取り組んでいかなければなりません。

昨年、個人情報保護法が施行されるのと時期 を同じくして発覚した職務上請求書の不正使用 事件は、行政書士制度の根幹を揺るがしかねな い出来事でした。

我々一人ひとりがこの事実を厳粛に受けと め、自らの戒めとして生かしていかなければな りません。

行政書士制度は国民のための制度です。その ことをあらためて心に刻み、今年度事業の完遂 に向け、会員の皆様とともに最大限邁進してい くことをお誓い申し上げ、年頭のご挨拶とさせ ていただきます。







年頭にあたって

北海道知事

高 橋 はるみ

新年明けましておめでとうございます。

皆様とともに新しい年を迎えられましたこと を、大変嬉しく思います。

思えば、本当に早いもので、私が北海道知事に就任してから三回目の新春を迎えました。この間、皆様には平素から道政各般にわたり、さまざまな形で深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

そして、今年は私にとって、就任四年目を迎える一つの節目の年となります。私自身、いま改めて初心に立ち返って今後の道政に取り組む決意を一層強くしているところであり、今後、私が目指す「新生北海道の創造」という夢の実現に向けて、新たな一歩を力強く踏み出してまいりたいと考えています。

さて、昨年を振り返りますと、知床の世界自然遺産の登録や北海道新幹線の着工といった長年の道民悲願の実現をはじめ、駒大苫小牧高校の夏の甲子園連覇や旭山動物園の躍進など、道民に夢と希望、そして北海道の自信を呼び起こさせる明るい出来事が続いた一年であったと実感しています。

また、これまで推進してきたさまざまな取組などを通じて、雇用面での改善や観光入込客数の回復、IT・バイオ産業の集積、あるいは食や観光の分野で新たな市場開拓やブランド化を目指す動きなど、北海道の明日につながる「活性化の芽」が次々と芽吹き始めているという私なりの手応えを感じています。

しかし、そうした将来に向けた確かな動きがある一方で、総体的には本道経済を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況が続いており、今後、これまでの蓄積や土台を最大限に活かしながら、自立性の高い活力ある北海道の創造に向け

た重点的な取組を一層加速させなければなりません。

そのためにも、時代の潮流の変化をしっかり 見極めつつ、戦略とスピード性を重視しなが ら、雇用の創出をはじめ地域産業力の向上や新 産業・新事業の創出、北海道ブランドの強化と いった「経済再建」に向けた取組を一層加速す るとともに、未来を担う次世代の育成や豊かな 自然環境の保全・継承、暮らしの安全・安心の 確保、さらには地域の主体性が発揮できる北海 道ならではの「地域主権」の取組などを一層力 強く進めてまいりたいと考えております。

北海道はいま、明治開拓期や戦後改革に匹敵する大きな転換期を迎えています。その歴史的な意義を踏まえ、残された任期、道民の皆様とのパートナーシップを深めながら、世界、そして未来を見据え、夢のある新生北海道を築き上げるために全力を尽くしてまいりたいと考えています。

このような時代にあって、申請等書類の作成 や相談業務において、道民の皆さんと行政機関 との橋渡し役である行政書士の皆様は、行政の 円滑な手続きに大変重要な役割を担っており、 その重要性は今後さらに増すものと考えており ます。

皆様においては、今後とも法律や行政に関する確かな知識を身につけ、一層研鑚を積まれ、 道民に信頼される行政書士としてご活躍される ことをご期待申し上げます。

本年が、輝かしい将来に向けた着実なる発展の年となりますよう、心からお祈り申し上げ、 新年のご挨拶とさせていただきます。



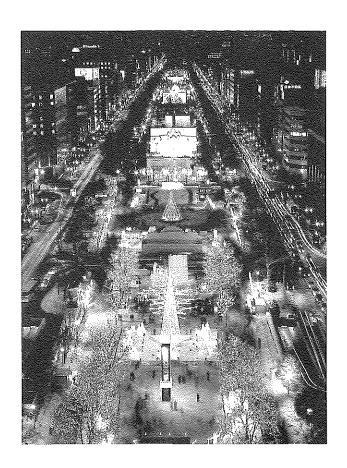
ほのドック

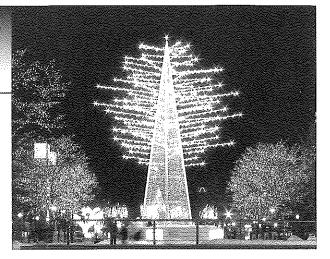
Pick up This month

2005年11月18日より、さつぼろホワイトイ ルミネーションが開催され、2006年2月6日か ら 12 日まで、第 57 回さっぽろ雪まつりが開催さ れます。今回の雪まつりでは、これまでの真駒内 会場にかわり、「さとらんど」会場の導入初回とな ります。そこで、今回のさっぽろホワイトイルミ ネーションについて、札幌観光協会 事業係長の石 川雅也氏に、さつぼろ雪まつりについて、札幌市 観光文化局観光部観光企画課事業係長の豊島誉弘 氏に伺いました。

編集委員:まず今回のさっぽろホワイトイルミネー ションの日程を教えて下さい。

石川係長:大通西1丁目から西8丁目までの大通





会場が、2005年11月18日から2006年1月 4日までの開催です。JR 札幌駅前からすすきのま での全長 1.2km にわたり、中央分離帯の立木 85 本を電飾する駅前通り会場が、2005年11月18 日から、さつぽろ雪まつり終了の2006年2月 12日までとなっております。

編集委員:今回第25回となる、さっぽろホワイト イルミネーションのコンセプトをお聞かせ下さい。

石川係長:今回のコンセプトは、さっぽろホワイ トイルミネーションの原点に返り、「光と音」です。 25回目という節目に、Zwei「白い街」というコ ラボレートソングができあがりました。さっぽろ ホワイトイルミネーションに感動したメンバーが、 そのイメージを曲にしたもので、イルミネーショ ン期間中、会場内で放送いたします。

編集委員:では今回のさっぽろホワイトイルミネー ションの見どころはどこでしょうか。

石川係長:今回の見どころとしては、LED を使い、 大通公園の2丁目から4丁目まで範囲が広げられ た、立木装飾です。LED は一般の電球よりも明る い光を放ち、消費電力が少なく、寿命も長く、環 境に優しいのが特徴です。この「環境に優しい」 という点も、今回のホワイトイルミネーションの コンセプトの一つといえます。2丁目会場は、21 本中5本、3丁目と4丁目の会場では各27本の 全てが LED となっております。

また、今年初めて作られたものとして、3丁目 にイルミネーションゲートという写真撮影スポッ トがございます。LED を 7000 球使い、高さ 3m、幅 2.5m、奥行き 0.5m の光のゲートです。家族や恋人、大切な人と思い出の一枚をぜひお撮り下さい



石川係長

続いて雪まつりについて、豊島係長に伺います。

編集委員:まずは、さとらんど会場が加わった今年の雪まつりの概要はどのようなものでしょうか。

豊島係長: これまでも会場となっていた大通会場では、雪像や氷像そして各種イベントが行われます。大雪像 5 基、大氷像 2 基を予定しております。また、すすきの会場では、100 基ほどの氷像が作られます。

他方、さとらんど会場では、食と雪を楽しむという趣旨で、北海道の食を味わう場所を設けるとともに、雪の迷路や滑り台など、雪に触れて体験するコーナーを設けます。

つまり、大通とすすきの会場が「見る」会場で、 さとらんど会場は「体験する」会場という異なっ た趣旨になっております。

編集委員:例年と比べて特にこだわった点やテーマなどはありますか。

豊島係長: それはまず何より、さとらんど会場を 成功させるということです。さとらんど会場の第 1回ということですから、できるだけ多くの方に会場に来て頂いて、来年につなげるということが重要です。

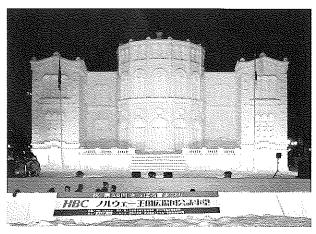
また、雪まつりのテーマとのことですが、さっぱろ雪まつりでは第29回から統一テーマということで、「純白の夢よぶ世界のひろば」をテーマにしております。これは今回も変わっておりません。

編集委員:全国から観光客が集まるイベントである雪まつりにおいて、北海道・札幌の良さをどのようにアピールするのでしょうか。

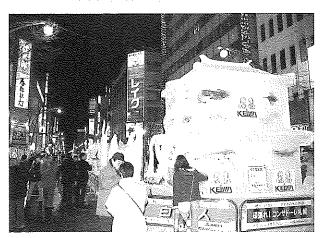
豊島係長:まず、前回第56回のデータでは、札幌市民が76万7000人・札幌以外の道民が74万人・道外日本人が29万6000人・外国人が6万5000人訪れました。

さつぼろ雪まつりというのは昭和 24 年、札幌における観光客数が少ない 2 月と 8 月において、何とか経済振興を図れないだろうかという考えで始まったものです。従って、この経済振興という目的は大切であり、前回の例では 260 億円の経済効果があったとされております。ちなみに、第 1 回の雪まつりは、中学生や高校生によって作られた雪像 6 基という規模で、会場も大通 7 丁目のみ、期間 1 日という開催でした。

さて、そこで道外からの観光客にアピールするには、食や温泉、スキー場など北海道の冬の楽しみ方を伝えることが大切であり、そのためのプロモー



雪祭り(大通7丁目会場)



すすきの会場

ションを札幌市が行っています。

編集委員:それでは、外国人観光客も多く訪れる 現在、国際的都市としての札幌の取り組みを教え て下さい。

豊島係長:札幌の冬を PR するという点では、昭和49年より国際雪像コンクールという催しがあり、雪の降らない国々からも参加して頂いております。また、雪まつり会場などでは、ボランティア通訳を配置するとともに、案内板は英語・中国語・ハングルによる表示をしており、中国語については簡体と繁体の二つの表示をしております。

編集委員: 雪まつりという大きなイベントは、と ても多くのスタッフや関係者が作り上げるものと 思いますが、実行委員会として苦慮する点は何で すか。

豊島係長:実行委員会事務局というのは、15、6名しかおりません。そこで、大通会場では何丁目会場という各丁ごとに、マスコミ各社に管理して頂いております。そのため、雪まつり会場全体としての統一や調整をしなければなりません。

また、今回さとらんど会場を使用するということで、新会場の PR をしっかりしなければならないことと、交通アクセスを確保しなければなりません。この点、シャトルバスを運行するとともに会場に

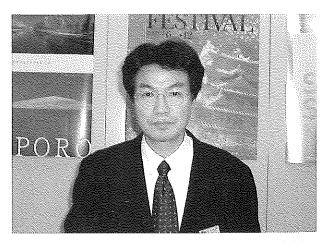
ある 1500 台分の駐車場も活用して頂きたいと思います。

編集委員:雪まつりでは、市民雪像というものがありますが、例えば行政書士会で有志を募るなどして雪像を作れば、行政書士の PR にもつながると思うのですが、参加する場合、どのようにすれば良いのでしょうか。

豊島係長:その場合、市民雪像に応募して頂くことになるのですが、約5倍の倍率となっておりますので、残念ながら必ず参加できるというものではありません。ただ、今回からは、さとらんど会場でも市民雪像を作ることができるように予定しておりますので、広いさとらんど会場であれば制作して頂けるのではないでしょうか。

編集委員:では、最後に雪まつりについての PR をお願い致します。

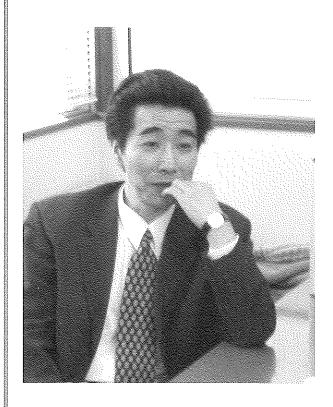
豊島係長:札幌市役所で制作する 2 基の大雪像は、多くのボランティアの方々によって完成致します。今回も市民をはじめ多くの方々のご協力をお願い致します。また、雪まつりを訪れて下さる観光客の皆様には、2 か月もの期間をかけて完成した雪像などをじっくりと鑑賞して頂くとともに、さとらんど会場での「体験」型イベントにも是非とも参加して頂きたいと思います。



豊島係長

行政書士の翰 3

《網走支部:杉山 定憲会員》



- 開業されたのはいつですか。
- 昭和 61 年 5 月ですから、かれこれ 20 年に なります。
- 行政書士を始めたきつかけは何かありますか。
- ▲ 札幌の大学を卒業してから合計で4年間司法書士事務所で働いていましたし、2年間は土地家屋調査士事務所で働いておりまして「こういう仕事なら自分でもできるのではないか」と思って独立したのです。組織の中

にいることが性に合わないのかもしれませんね。独立して自分で何かをやりたいという気持ちが強かったのだと思います。当時は28歳で若かったこともあり、「自分はなんでもできる」と思っていました。でも実際には何もできませんでした。実務経験があることと仕事が来るということはあまり関係ありませんでしたね。

- どんな業務をメインにされていますか。
- ■業当初は自動車の車庫証明や登録関係をやりたいと考えていました。それでこの場所(陸運支局の近く)に事務所を構えたわけですが、当初は仕事はまったくありませんでした。初年度の売上は60万円だけでした。現在は法人設立や議事録作成、運輸などの許認可、そして相続関係をメインにしています。特に議事録関係は司法書士事務所で働いていましたので、彼らがどんなふうに仕事をしているかがわかります。その経験を生かせているかなと思いますね。
- A 開業当初は仕事もなく毎日「日がな一日」を 過ごしていました。営業方法では DM を出 したりもしましたが、これは労ばかり多くて 成果が出ないのですぐにやめました。そし

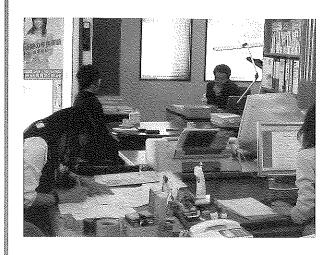
て、やはり「紹介をしてもうことが第一」と 考え、人に会う時には、その人が仕事の依頼 人であってもなくてもとにかく仕事に繋がる 内容の話をしました。「いったいいつになっ たらお金になる仕事の依頼が来るのだろう」 と思っていましたよ。そう思いながら 100 キロ、200 キロ離れたところにいる知人の 所にも車を走らせたこともあります。司法書 士事務所や土地家屋調査士事務所での仕事は 別の町でしたから、何もないところからのス タートです。とにかく開業を知ってもらうこ とが始まりですから。でも仕事はそうそう簡 単には来ないものですね。初めての仕事は、 友人の父親が亡くなった時の相続の仕事でし た。

- 知識が特に大切だと思われますか。
- ▶ 戸籍法についての知識が不可欠だと思います。 ね。先ほどの開業当時のことを振り返っても そうですが、会話をしていて行き着くところ は大抵、「相続」の話です。最近は「年金」 の話も多いのですが、それでも最後はやはり 「相続」です。そしてその相続分がどうなる かについては、戸籍が現在どうなっているか によって変わってきます。特に最近感じるの は離婚によって非常に複雑になっているとい うことを感じます。相続人の中に海外在住者 とか国際結婚をした人など、国際私法の知識 を必要とする相続人が多くなってきたように も思います。クライアントはなんでも知りた いと思っています。戸籍を見ているとその人 の客観的な事柄をある程度つかめるわけです から、そこから多様な会話をすることができ

るようになります。つまり相手が知りたいと 思っているであろう内容を予測して教えてあ げることができる。そういう意味でも戸籍法 についての知識は有用です。さらに私たちが 仕事の相手にしているのは法人と、個人つま り自然人です。クライアントが法人であって も役員は自然人ですから戸籍に関する知識は 必ず必要になります。私個人は「戸籍法と関 係する法律」については決して良い法律だと は思いませんが、クライアントを知った上で の情報提供という観点で見ると、戸籍法の知 識は大切だと思います。

- ★ 仕事をする上で心がけていることは何かあり ますか。
- ▲ 自分に付加価値を付けることです。たとえば、 一つの仕事を受ける際に幅広く知識を提供す るということでしょうか。他の方だったら恐 らくここまでは話すだろうということを予測 して、顧客にとって役立ちそうな情報を付け 加えて提供するよう心がけています。我々の 仕事は、手続き的な仕事がほとんどだと思い ます。しかしそれゆえに実体法的勉強が不足





することがままありがちです。かねてより私は「行政書士は相談業務も行なうべきだろう」と考えておりましたから、もっと実体法の部分を知っておくべきではないかと思います。ある手続きが必要ならその根拠や理由は何かということです。実際これまでの経験でも、クライアントに満足してもらうには手続き的な話だけではどうもそっけないと感じてきました。そうならないようにするためにも、実体法と手続法との関連についての勉強などもしてきたつもりです。そうすると自信を持って話せますし、クライアントの信頼も増すように思いますね。

- 新入会員へ何かメッセージをいただけますか。

ありますよ。入会のころはお金ができたらひ とつずつ買っていたような気がしますね。順 番を決めながら専門書と初心者が読むような 素人つぼいものまで買っていました。この素 人の読むような書籍に、意外と自分の知らな いことが載っていたりもしました。仕事がな くて暇ならば、とにかく焦らずその時が勉強 するときだと考えるようにしたら良いのでは ないでしょうか。そしてそれは自分への投資 になり、いずれ自分に返ってくるはずです。 私も時間と金の投資という点ではいろいろや りました。北見から札幌の大学院まで行って、 自分が勉強したいと思っている講義を聴きに 行ったりもしましたし。とにかく知識をどん どん吸収したら良いのではないかと思いま す。あとは業務に精通するということでしょ うか。その点では先輩行政書士に聞くことは 大事だと思いますね。どこにも書かれていな い、実務上役立つことを知っていますから。

また、すでに他の人がやっていることではなく、自分の頭で考えて新しいことにチャレンジしていくのも大切だと思います。特に今はこの業界もどんどん変化しています。ADRの問題にしてもそうです。変化が訪れてからでは遅い。それに向けて常に考え、準備しておくことが大切かと思います。

勉強にも仕事にも非常に熱心に取り組んでいらっしゃる杉山先生、お忙しい中、貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

戸籍法について、その歴史

網走支部 杉山 定憲

とても重要でありながら、その歴史という観点ではあまり考えることのない「戸籍法」につい て網走支部会員の杉山定憲先生に執筆していただきました。

1. 戸籍とは

自動車の登録や不動産の登記などの物理的状況やその権利の変動を登録簿等に記載し公示する ようにするのと同様に、個人の親族法上の身分関係(夫婦・親子関係等)を登録し、この関係を 公証してくれる制度が戸籍制度です。この「戸籍」の制度を真似て作ったのが不動産登記法です。 その後、自動車登録令などができました。

人の身分関係を公証してくれる戸籍の公開制度は、我々の社会生活には非常に密接で日本国内 に居住していても国外に居住していても、この身分関係の証明は、様々な機会に「証明書」とし て必要になります。行政書士を含め、「士業」は業務遂行のために頻繁に利用します。それぞれの 目的から「戸籍」、「住民登録」、「外国人登録」の3つの制度が相互に関連性をもって存在します。 我々は本来の申請業務のみを考えると、この制度などは単に添付書類のために少し軽く見ている かもしれません。しかしこれが重要だということは業務を続けているうちに徐々に理解してくる と思います。

戸籍制度は、日本国民であることを公的身分関係とその国民の出生から死亡までの私的身分関 係を登録して証明する制度です。所管は法務省ですが、機関委任されて市区町村が行なっています。

2. 戸籍の初期の歴史

戸籍法は明治5年2月1日に施行されました。(明治5年にできたということは「民法」並び に「憲法」ができる前ということになります。) それ以前は5人組帳とか人別帳などがその役目 を果たしていたようです。明治になり、国力増強あるいは対外的に威力を示すという目的のため、 兵力をどれくらい持っているかということを知るという意味で、一人一人の身分とその人数を確 認するために作られたようです。そのせいか当初のものは現在としては非常に問題のある、プラ イバシーにかかわるような記述がありました。明治政府は「国力」イコール「兵力」と考えてい たらしく、どれくらいの兵力を持っているのかをどうしても対国内でも対国外でも示す必要があっ たのでしょう。また大別すると昭和 20 年の太平洋戦争終結の前後 (戦後と戦後) で大きな変化が ありました。戦後の戸籍では三代戸籍が廃止されたという点です。戦前は家単位で甥っ子、姪っ子、 叔父、叔母までも記載されていることがよくありましたが、戦後はそのような記載方法ではなく なりました。

前述の通り、初めての戸籍は明治4年4月4日布告で明治5年2月1日から施行されました。 これは明治5年の干支が「みずのえさる」でしたので、この呼び名を区別するために「壬申戸籍(じ 壬申戸籍の形式としては、戸主を筆頭に直系尊属、戸主配偶者、直系卑属、直系姻族、兄弟姉妹、 傍系親族の順に記載します。親族関係にないものでも同居者の一員として「附籍者」として末尾 に記載しました。

この戸籍の記載事項には、姓名、年齢、戸主との続柄、身分関係の取得事項(婚姻・離婚・縁組・離縁など)、華士族、平民の別、職業、寺、氏神、印鑑の登録、犯歴、さらには「馬何頭」などの財産までも記載されていました。現在では考えられない非常に問題のあるものばかりです。実際これが後々問題を引き起こすことになります。この戸籍は明治 19 年まで使われたのち改正され、屋敷番制度から地番制度に変更されました。また明治 19 年の改正により、はじめて除籍制度が設けられました。

そののち、明治 31 年、大正 3 年、昭和 22 年 ... と改正に改正を重ね、現在の形に至ります。 昭和 22 年の民法改正によって、男女の平等や個人の尊厳が重視され、その結果として戸籍も夫婦 単位となり、様式も変更されました。

ショートコラム・1

学生時代の話です。授業終了のチャイムが鳴ったため、皆、片づけ始めながら先生の話を聞いていました。 すると先生が「まだ授業は終わっていないぞ。人が話している最中に片づけ始めるのは、とても失礼なこと だ。」と注意されたことがありました。

₹nenrockennenkennenkennockennockennenkennenkennenkennockennockennockennockennockennockennockennockennockennocken

それとほぼ同時期に、テレビの収録を観覧する機会がありました。出演者が登場する前に、ADの方が、観客にいくつかのお願いをします。「笑うときは大きな声でお願いします。それと、これから拍手の練習をします。」拍手にも練習が要るのか?と半信半疑で説明を聞いていると ADの方から「この会場には今日、100人のお客様しかいらっしゃいません。それを視聴者の方に 1,000人いるように思わせるにはどうしたらいいと思いますか?拍手のコツは『早く・細かく・大きな音で』です。それでは練習してみましょう。」と言われ、テレビではこうやっているのだと感心した経験がありました。

上記の2つのポイントを知っていると、実は意外に役に立ちます。

研修会や講演会を聴きに行く時、私は両方実践するようにしています。私一人ぐらいが実践していてもあまり効果はないかもしれませんが、お話してくださった講師の先生が「準備は大変だったけど、こんなに喜んでもらえるなら、引き受けてよかったなぁ」と思っていただけるように、そして講師の先生が次回も快く引き受けて下さるように、自分の片づけを 1 分だけ待って、その 1 分間盛大な拍手を送る時間にしてみませんか?

< K 村>

建設業経営事項審査について

・はじめに

経営事項審査は公共性のある施設や工作物に関わる工事をする建設業者に受審が義務付けられており、 建設業の手続を多く取り扱う行政書士にとって、経営事項審査の基準を知ることはとても重要であると思 われます。また、審査の結果により建設業者のランク付けに影響が出ることから、受審の手続には慎重さ が求められます。ここでは、道内における建設業界の状況を踏まえながら、経営事項審査について述べた いと思います。なお、申請書の記入方法などの具体的な詳しい内容や手続につきましては、丁寧に解説し てある書籍が数多く出版されておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。また、インター ネットを使って検索いただきますと、行政庁のホームページをはじめとしてさまざまな情報を入手するこ とが可能でございます。

さて、道内の建設業者は平成 12 年度から平成 14 年度まで減少が続いていたものの、平成 15 年度に は若干増加に転じました。具体的な数字を見てみると 24,656 社であります(前年対比で 100.74 パー セント)が、道内の完成工事高の総額が減少していることを考えると、業界内の競争がますます激化して いるといえます。また、建設業の倒産傾向を見ると倒産件数が減少していることから、倒産しそうな業者 はすでに倒産し尽くした感さえあります。建設業者数が若干の増加傾向にあるとしても、業界が直面して いる状況は依然として厳しいものがあります。

建設業者をサポートする立場である行政書士としては、経営事項審査を受審する業者の総合評定値をい かに維持してゆくのかが今後の課題となるでしょう。もちろん、総合評定値の維持は行政書士だけでは成 し遂げることはできませんので、業者に対しての経営指導などのコンサルタント的なサービスが行政書士 に求められてくることと思われます。

・経営事項審査のしくみ

経営事項審査は、国・都道府県・市町村・公団などの公的な機関が行う建設工事の契約と入札に深く関わっ ている制度であります。これらの工事は、いずれも国民からの税金等によって賄われる工事であることか ら、施工する建設業者として優良な業者を選択し、税金を無駄なく使うことが求められております。その 選定方法の手段として競争入札制度がとられております。建設業者が入札に参加するには、発注機関に資 格登録することが必要で、その資格審査の基準のひとつとして経営事項審査が用いられています。経営事 項審査の制度は昭和 36 年の建設業法改正のときに制度化され、その後、社会の要請により何度も制度改 正が行われて今日に至っています。

経営事項審査は建設業許可を持つ業者が受審できるもので、申請そのものは義務化されておりません。 道内のみを見た場合、建設業の許可業者の総数のうち、約45パーセントが審査を受けております(平成 15年のデーターによる)。

・経営事項審査の基準と総合評定値について

〔総合評定値: P=0.35X1 + 0.1X2 + 0.2Y + 0.2Z + 0.15W〕

審査の基準を見た場合、それぞれの評点にウェイトがつけられていますので、総合評定値を良くするた めにはウェイトの重い評点をアップするのが一見したところ効果がありそうです。

たとえば、0.1 のウェイトを持つ X2 評点よりも 0.35 の X1 評点をアップするほうが効果的なように 思えます。しかしながら、完成工事高の X1 評点をアップさせることはとても難しいのが現状でありまし て、なぜなら、道内に限らず全国的に建設投資額は減少する傾向にあり、たとえ業界内でシェアを拡大し たとしてもマーケットそのものが縮小していますので、完成工事高をストレートに評価する X1 評点を上 昇させるための営業コストが評点の上昇にペイしない可能性もあるからです。また、一方のウェイトの低 い X2 評点ですが、Y 評点や Z 評点にも関係してきますので軽視できません。

このように、総合評定値をアップさせようとした場合には、表面的な数値に囚われることなく費用対効 果を常に念頭に入れて、各評点をアップする方法を考えてゆかねばなりません。次に、主に財務数値に関 係しているX評点とY評点について概要を述べ、点数アップの可能性を検討してゆきたいと思います。

·X1評点(完成工事高)

先に述べたように、完成工事高を純粋に引き上げるのは大変困難です。建設投資額の減少といった、企業の営業努力だけでは解決できない社会的な問題も含まれているからです。X1 評点のテーブル表が頻繁に改定されるのはその辺の事情が含まれています。平成 14 年の X1 評点テーブルの改正では建設業者全体の評点が約6パーセント上がるように修正されました。ちなみに、経営事項審査における各評点は700点が平均値になるように作られたものです。つまり、現在の情勢では平成14年改正以前の計算式によると平均が700点を下回るほどに完成工事高の総額が減少していることになります。今後も建設投資額の減少が続くならば、このような上方修正する改定が行われてゆくものと思われます。実際のところ、改定についての具体的な検討も行われているところであります。(資料を参照してください:引用-国土交通省ホームページ (http://www.mlit.qo.jp/))

なお、X1 評点テーブルは平成 15 年にも改正されております。この改正は平成 14 年の改正とは意味合いが異なったものです。改正前のテーブルはいわば階段状に完成工事高を評価して算出する仕組みでしたが、改正後は線形式化されました。従来の問題点は、階段状に評価した場合に、階段の境界線付近に位置する業者間に大きな差が生じてしまうことでした。階段の構造が、完成工事高が高くなるほど刻みが大きくなり、さらに 1 段についての評点の差も大きくなるような造りになっていたために、該当する業者にとっては不公平感がありました。線形化されたことにより、現在ではこのような問題は解決されました。

実務上の申請にあたっては、完成工事高は総合評定値に与える影響が大きいために、しばしば不正が指摘されてきた経緯があります。架空の工事を計上して完成工事高をアップさせるような虚偽の申請を防止するために、平成 12 年には「消費税確定申告書控え」が確認されるようになり、同時に確定申告書の信憑性を納税証明書で確認するという、徹底した通達(建設省経建発第 123 号)が出されました。平成 16 年 4 月に出された公示(国土交通省告示第 482 号)にも、確認書類として「消費税確定申告書控え」と「消費税納税証明書」は明記されています。

以上を見る限り、X1 評点の点数アップの可能性は大変低いように思われます。しかしながら、業者の会計状況によっては、短期的に点数がアップする可能性は無いとは言い切れません。建設業会計では、工事完成基準によって完成工事高を計上するのが原則になっております。通常の建設工事は民法上の請負契約に基づいて行われるため、一般に言う「売上」にあたる「完成工事高」が確定するのは、引渡しの後になります(民法 633 条)。つまり、税法ではなく民法が適用されるので、普通の商業簿記と違い、建設業簿記の場合「完成工事高」と「工事原価」が確定するのは引渡しの後であり、そこでようやく原価計算が可能となり利益が確定する仕組みなのであります。完成基準が原則となっているのは建設業会計と造船業会計ですが、例外として工事進行基準を採用して完成工事高を計上できる場合があります。原則どおり工事完成基準をとっていた業者が、工事進行基準を採用するように変更した場合、状況によっては完成工事高がアップする可能性があります。

工事進行基準とは、規模が大きくて工期が長い工事の代金について作業の進行度に応じて損益の計算を 行う会計基準です。計算法を簡単に説明すると次のようになります。

[各期の完成工事高=請負高×(発生した原価合計:見積原価) - 前期までの完成工事高累計]

工期が一年を超える工事や決算期を跨ぐような工事を進行基準で計上すると一時的ではありますが、完成工事高がアップします。なお、注意点としては会計基準を変更した場合はそれを継続しなければならないことです。また、進行基準ですと原価計算が複雑になるため、業者に関与している税理士等ともよく打ち合わせをする必要があるでしょう。ちなみに、国際会計基準では工事進行基準が原則となっています。

·X2評点(自己資本額及び職員数)

◎自己資本額

経営事項審査の評点の試算を複雑なものにしている原因のひとつは、各々の数値が関連しあっている点にあります。自己資本額及び職員数の評価には完成工事高の数値が関連してきますので注意が必要です。 前項の X1 評点が純粋に企業規模の評価という役割を担っているのに対して、この X2 評点は完成工事高

との割合で評価されるため、企業規模とは関係なく小規模の業者でも高い評点が期待できます。しかし、 ウェイトは 0.1 と低くなっています。

自己資本額の点数は、自己資本額と完成工事高の割合で求められます。つまり、分母の完成工事高に比 して、分子である自己資本額が大きくなれば点数もアップする仕組みです。よって、建設業よりも大きな 兼業を持つ業者は評点が高くなる傾向にあります。逆の見方をすれば、完成工事高が異常に大きければ、 自己資本額の評価は下がつてしまいます。評価基準を求める方法は『自己資本額点数表』で定められてお り、最高点は 120 点に、最低点は 60 点に設定されていますので、たとえ債務超過に陥っている業者で あっても O 点ということはありません。最高点の目安は(自己資本額÷平均完成工事高が) 32.4 パーセ ントですので、それ以上自己資本額の比率を上げてもこの場合は意味がありません(しかし、Y評点に関 係してくる)。およその目安として結果的に自己資本額の評点が総合評定値に与える影響は、評点が1点 上がるごとに総合評定値も約1点上がる計算になります。なお、おおむねどの評点にもいえることですが、 点数が満点に近くなるほど、さらに点数を上げることは難しくなるような仕組みになっていますので、各 評点を算出するための点数表を確認してみてください。

自己資本額を上げるためには地道な経営努力による利益の積立しかありませんが、資金を調達できるの であれば増資することによってすぐに上げることが可能です。増資が可能であれば、後に述べるY評点 のアップにもつながるので効果は大きいといえます。

◎職員数

職員数の点数も自己資本額と同様に完成工事高との割合で求められます。ここでいう職員数とは、『建 設業に従事する職員の数』を意味しますので、上の自己資本額の点数と違って、兼業しているからといっ て特別有利にはなりません。X2評点はウェイトが 0.1 と低いことを考えると、評点ばかりを気にして技 術を持たない従業員をむやみに雇用した場合には、賃金の増加等によりY評点に悪影響が出ないとも限 りませんので注意が必要です。

職員数の中には他社からの出向社員も含めて、また、審査基準日における人数をカウントいたします。 しかし、実務上は審査基準日における人数を正確にカウントすることはなかなか難しいのが現状です。な ぜなら、ご承知のとおり経営規模等評価の通知は経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前 の営業年度終了の日(つまり審査基準日)から1年7月の間有効でありますので、申請する日は審査基 準日から数ヶ月過ぎているのが普通であります。たとえば、その数ヶ月の間に退職した人などが含まれて いたりした場合の証明が難しくなったりする事情があります。さらに、前述した告示(平成 16 年 4 月 19 日国土交通省告示第 482 号)に明示されている確認書類でも確認することは困難です。勿論、職員 数が多いほど点数がアップいたしますので、受付先の申請窓口でもこの点には多少神経質になっているよ うです。

職員数の点数は、自己資本額の点数の求め方と同様に、分母の完成工事高に比して、分子である職員 数が大きくなれば点数もアップする仕組みです(ただし、分母の完成工事高は億単位)。最高点は 60 点、 最低点は30点に設定されており、職員数の評点が1点上がるごとに総合評定値も約1点上がる目安です。 X2 評点の詳しい求め方については、文面ではなかなかイメージを掴み難いと思いますので、解説書な どをお読みいただいて、それぞれ「自己資本額点数表」「職員数点数表」「自己資本額及び職員数評点表」 をごらん下さい。X評点に関しては複雑な計算式もなく、各表を見ていただければ、審査の基準を知るこ とは難しくはないと思います。

Y評点(経営状況)

経営状況の評価は、純粋に財務諸表に記載された数字から「経営状況分析評点の算出表」により算出さ れます。大きく4つの項目について、それぞれ3つの指標を用いて評価されますので、全部で12の指 標があることになります。4つの項目とは、収益性、流動性、安定性、健全性です。これらの数値分析は 経営コンサルタントが経営管理を行うときに使用する計算式でもありますので、単に経営事項審査を受け るためだけに使うのはもったいない話でもあります。つまり、Y 評点の試算を行うことは、そのまま経営 管理にも役立ちますので、各業者の経営体質についてアドバイスする絶好の材料になります。12 の指標 には、それぞれ「経営状況分析評点の算出表」によって最高点と最低点がつけられていますが、最低点が つく指標をもつ業者は経営体質を改める努力が必要であります。

12 の指標にはそれぞれ算出表がつけられていますが、全てが同じ構造ではありません。つまり、指標によっては同じ 1 点の違いであっても、総合評定値に与える影響に大小があります。冒頭で X、Y、Z、W の各評点にウェイトが付いている話をしましたが、ここでも同様に各指標にウェイトが付いていますので、それを意識しながら見てゆきたいと思います(図表を参照してください)。各指標について上限値と下限値の差を算出して、それぞれの指標の満点時の点数をその差で除した場合を見たとき、どれだけ効率的に点数がアップするかのおおよその目安がわかります。図表を見ますと、安定性における有利子負債月商倍率と純支払利息比率の2つの指標が特に効率的に点数を改善できるポイントであるといえます。逆の見方をすれば、この2つの指標が悪いときには評点にも大きく悪影響を及ぼすことになります。ちなみに、経営管理の視点から見ると、かつては純支払利息比率が下限値(3.1 パーセント)を下回っている企業は倒産の可能性があるとさえいわれていました。しかし、現在の時勢である受取利息の低さから見るとむしろ上限値(0.0 以下)をポイントしている企業はほとんど存在しないのではないかと思われます。また、両者の計算式を見ると、ともに分母に売上高(兼業売上を含む)がきていますので、完成工事高を増やすことができれば数値は改善します。でも、建設業者が完成工事高を増やすのは容易でないことはすでに述べたとおりであります。

現実的な改善のポイントは、上記の両指標ともに負債に関係しておりますので、業者の借入金の状況を 把握することが大切です。借入金を減らす努力はもちろんですが、支払利息が少なくてすむように、なる べく低い利息になるように借り替えることも検討しなければなりません。また、支払利息の中に借入金の 保証料などの前払費用が含まれて計上されていないかどうか調べて、該当しているときは支払利息の勘定 を正しくなおすことも必要です。さらに、割引料も減らせる状況にあれば減らす方策を探ってください。 即効性のある方法としては、受取手形の割引をやめて、なるべく裏書譲渡するようにすれば支払利息割引 料を減らすことができます。

		上限	下限	点数差	満点(注)	ウェイト
	売上高営業利益率	7.4	- 9.5	16.9	200.4	11.86
収益性	総資本経常利益率	15.8	- 13.1	28.9	114.3	3.95
	キャッシュフロー対売上高比率	6.7	– 7.5	14.2	100.2	7.06
	必要運転資金月商倍率	3.4	- 1.6	5.0	36.7	7.34
流動性	立替工事高比率	37.9	0.0	37.9	143.9	3.80
	受取勘定月商倍率	4.3	0.0	4.3	39.5	
	自己資本比率	68.4	- 23.5	91.9	125.6	1.37
安定性	有利子負債月商倍率	10.8	0.0	10.8	239.9	22.21
	純支払利息比率	3.1	0.0	3.1	159.4	51.43
	自己資本対固定資産比率	529.3	76.5	605.8	49.4	0.08
健全性	長期固定適合比率	754.5	26.9	727.6	128.4	0.18
	付加価値対固定資産比率	1430.6	61.5	1369.1	73.4	0.05

参考文献:

大成出版社『建設業経営事項審査基準の解説』建設業法研究会 編著 大成出版社『新しい建設業経営事項審査申請の手引』建設業許可行政研究会 編著 北海道『北海道における建設業の概況(平成 15 年度版)』北海道建設部 日本マンパワー出版『中小企業診断士試験基礎から学ぶ財務管理(増補版)』小玉茂義 著

参考引用:

・国土交通省ホームページ

《経営事項審査の改正等について》

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、原則と して、その経営に関する客観的事項について、許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査(=経 営事項審査)を受けなければならないとされており(建設業法第27条の23第1項)、その経営事項審 査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている(同法第 27条の23第3項)。

経営事項審査の具体的な項目及び基準については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の 項目及び基準を定める件1(平成6年6月8日建設省告示第1461号)等において定められており、建 設投資の減少等最近の社会経済情勢の変化に対応して所要の改正を行うこととする。

1. 経緯

(1) 近年の改正経緯

- ①平成 14 年改正
- ○完成工事高評点テーブルの見直し
- ・建設投資の減少により、完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点(700点)を下 回っていたことに対応し、完成工事高評点テーブルの見直しにより、評点ウエイトを引き上げ修正。
- ○企業年金制度の改正に伴う審査項目の改正
- ・企業年金制度の改正に伴い、確定拠出年金等を加点対象として追加。

②平成 15 年改正

- ○完成工事高評点テーブルの線形式化
- ・従来の階段状の算定手法では、完成工事高が上がるに従って評点テーブルの刻みの幅が大きくなって いたことを改め、評点テーブルを線形式化。

(2)企業評価のあり方等に関する意見交換会の実施

中央建設業審議会の建議に基づく一連の改正に対する様々な意見が建設業者・発注者双方から寄せら れていることを踏まえ、両者を交えた意見交換会を開催している(直近では、平成 17 年 6 月 30 日に第 16 回「企業評価のあり方等に関する意見交換会」が開催され、経営事項審査の見直しについて議論が行 われた。)。

2. 当面の制度改正等(案)

企業評価のあり方等に関する意見交換会における議論等を踏まえつつ、建設投資の低迷等、最近の社会 経済情勢の変化に対応して、当面、以下の通り改正を行うこととする。

なお、経営事項審査のあり方については、引き続き検討を行う。(「3.今後の検討課題」参照)

(1)X1評点(完成工事高)の評点テーブルの修正

経営事項審査の総合評点及び各審査項目は、平成6年改正時に平均点がそれぞれ700点となるよう、 また、各評価項目のウエイトについては、X1 が 0.35、X2 が 0.10、Y が 0.20、Z が 0.20、W が 0.15 となるよう制度設計されている。

近年の建設投資低迷に伴う完工高の減少等により、X1 評点については、制度設計上の平均点を下回る

のみならず、制度設計上のウエイト 0.35 から大幅に下方乖離している状態にある。

こうしたことを踏まえ、各指標を適正なバランスにより評価すべきとの観点から、下方乖離が大きい X1 のウエイトを制度設計時の値に近似するよう修正することとする。

[修正手法]

- ①直近 1 年間に経営事項審査を申請した建設業者について、各指標の実際のウエイトを算出。
- ②①で算出されたX1のウエイトを、制度設計上のウエイトである0.35に近づけるよう修正する。この際、同様に制度設計時のウエイトを下回っているYの下方乖離率がX1の下方乖離率を上回らない範囲の修正にとどめる。
- ③修正する際に用いた修正率を評点テーブルの完成工事高の評点(X1)に掛け合わせ、評点テーブルの評点修正を行う。

(2) 防災に貢献する建設業者への加点

国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。

こうした防災活動については、公共工事の発注にあたり、建設業者として高い評価を与えられるべきことから、国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者に対し、W 項目 (その他社会性等)で加点評価をすることとする。

(3) 評価対象となる技術者の追加

電気通信工事に係る主任技術者になり得る者として、新たに「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、5年以上の実務経験を有するもの」が追加される予定であることを受けて、経審の Z 指標(技術力)でも当該技術者を加点対象に含める。

(4) 加点対象となる資格の位置付けの改正

Zの加点対象となっている地すべり防止工事士及び一級計装士、Wの加点対象となっている建設業経理事務士について、平成14年の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、これらに対応する資格試験を登録制度として実施することとし、所要の制度改正を行う。

国土交通省ホームページ/中央建設業審議会総会 平成 17年11月7日会議資料『経営事項審査の改正等について』より引用



行政書士のための個人情報保護法 Q & A < 第3回>

~個人情報保護法のしくみと実務~

札幌支部 齊藤 雅紀

はじめに

情報は、競争力の源として大切な経営資源であり、同時に最大の「リスク」ともなります。カスターマー ズ・リレーション・マネジメント (CRM) やデーターベース・マーケティングの手法による顧客情報のス トラテジックな活用は、行政書士事務所の競争力を高める必要条件ではありますが、その管理のあり方が 粗末ならば事務所存続への脅威にもなります。ですから、資産としての情報を守ること自体を主目的とす るのではなく、適正に管理しながら攻めの事務所経営を成すための資源ととらえ、競争力を高めていく必 要があります。

現在、アウトソーシングやサプライ・チェーン・マネジメント(SCM)による組織を乗り越えた取引が 増えています。このような相互に共有・管理することで、ビジネスプロセスの全体最適を目指す戦略的な 経営手法、もしくはそのための情報システムの下では、情報や知的資産の流通と共有が加速され、行政書 士事務所は、情報を提供する側、される側いずれの立場にもなります。そして、情報の漏えいは、行政書 士事務所のみの問題にとどまらず、顧問先や提携先全体のリスクにもなります。

この 3 回に渡る「行政書士のための個人情報保護法 Q&A- 個人情報保護法のしくみと実務 -」を読ま れた行政書士のみなさまが、個人情報保護のテーマに誠実に取り組まれ、行政書士事務所に情報リスクマ ネジメント体制を整備・導入し、わたしたち行政書士の実務世界をさらに成長、発展させることを期待し てやみません。

この大切な任務に携わるすべての行政書士事務所へ、熱きエールを送りたいと思います。

平成 18 年 1 月

齊藤雅紀 北海道行政書士会札幌支部会員 ミラノ大学院都市政策修士(M.S.) プライバシーコンサルタント(CPC)

第3回(最終回)目次

D	女王官哇拍直	١.	日常業務の中で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
		2.	物理的・技術的安全管理・・・・・・・・・・・	20
		3.	従業員教育と委託先の監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
		4.	漏えい時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
Ε	開示·訂正等	1.	苦情相談窓口	23
		2.	開示への手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
		3.	保有個人データの訂正等・・・・・・・・・・	24
		4.	各種請求書類モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

D 安全管理措置

1) 日常業務の中で

Q 1: 明らかに依頼者本人からの電話であると確認できる場合、用件等を電話で答えることに問題はありますか。

A 1: 依頼者本人からであっても、氏名、生年月日等の確認はする。さらに、機微な情報の話は電話ではしないことが望ましい。家族や社員等からであっても、依頼者本人の承諾がない限りは電話での応答はしない旨の原則 (プリンシプル)を持つ。

Q2:顧問先に送ったはずのファックスが、間違って第三者に送られてしまいました。最善の対応策は何ですか。

A2:明らかな個人情報の漏えい。故意でも過失でも、結果責任を問われることを覚悟する。迅速に誤 送信先に連絡し、該当する情報の破棄をお願いし、確認する等の対応が必要不可欠である。

2) 物理的·技術的安全管理

Q1:個人データの入つているパソコンには、パスワードを必ず設定する必要がありますか。

A 1:物理的・技術的安全管理の立場から、パソコンを起動する際のユーザー名 (ID) とパスワードは設定する。データのコピーを不可能にするため、大切なデータが記録されているパソコンにはフロッピーディスクや CD-R 等を装着できないようにする。個々のファイルにパスワードや ID を設定するなどの対策も必要。

Q2: 依頼者の氏名住所等が明記されている不要になった個人データ(契約申込書、契約書、委任状、 不動産登記簿、商業登記簿、固定資産台帳、住宅地図、資格証明書、住民票、印鑑証明書、戸籍 謄本、公正証書謄本、フロッピーディスク、CD-R など)の破棄はどのようにするのがいいですか。

A2:裁断、破壊、焼却など復元できない状態で破棄する。紙であればシュレッダー、パソコンであれば物理的な破壊や専用ソフトでのデータ抹消など。基本的 OS や一般的アプリケーションソフトでの復旧が不可能な状態にしておく。リース備品としてのパソコンの場合は、リースアップでの返却時にデータの消去を行なう取り決めをリース契約時にしておく。委託契約を交わした廃棄業者に委託する場合は、委任契約書の中に「個人情報に係る廃棄物を適正に処分する」旨を具体的かつ詳細に明記する。

Q3:安全管理措置を適切に行なうには、個人データを掲載した文書、フロッピーディスク、CD-Rなどを鍵のかかる場所に保管するといいですか。

A3:個人データを掲載した書類等の管理方法は、各事務所によってさまざまであり、すべての事務所で鍵のかかる場所への保管が義務付けられているわけではない。事務所規模や事務職員数により、施錠に加えて入室システムの導入を考える。各事務所の状況に応じた管理方法を検討し適切な完全管理措置を図る。

○現状の把握

顧客名簿、顧問先書類、名刺、事務職員名簿、給与明細、履歴書、契約書等、事務所が取り扱っ

ている個人情報にどのようなものがあるのか、そして、どこにどのように保管しているのかを 意識する必要がある。個人情報の取得→利用→管理・保存→破棄という個人情報のエントリー からエグジットまでの流れが現在どのようになっているか知ることにより、行政書士事務所が とるべきポリシーを決定でき、漏えい事故の予防が可能になる。

〇入室制限

事務所内に誰でも出入りできないように制限することに加え、部外者の出入りを禁ずることが 必要。顧客情報などをまとめて特定の部屋に保管している場合は、施錠管理を徹底する。来訪 者に関しては、入退履歴を記録し、犯罪への抑止効果を高め、個人情報が漏えいした際の手が かりとする。

○施錠

個人データが記録されたフロッピーディスクやノートパソコン、USB メモリなどは、鍵のか かる場所に保管しておき、使用時に開錠して使用する。USBメモリやフロッピーディスクで、 個人情報を保管すること自体さける。なぜなら、簡単に大量の個人情報を持ち出すことができ るから。

〇アクセス制限

ID およびパスワードによるアクセス制限を設け、アクセス記録を保存する。業務時間外の時 間帯にはアクセスできないようにする。また、常に最新のウイルス検索ソフトを導入し、セキュ リティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用し、定期的にチェックする。さ らに、機密度が高い文書の作成・保管には、パスワード設定を行なうことで、特定のパスワー ドでのみ文書が開けるようにする。パスワード付のスクリーンセーバーが作動するようにする ことや、個人情報の記録された書類・ノートパソコン等をデスクに放置したままで席を立たな いように徹底する。事務職員が退職した場合には、迅速に ID を無効化し、新規に ID を登録 する。パスワードに関しては、個々に別々のパスワードを持つことで、不審なアクセスの発見 や犯罪への抑止効果をもたらすことができる。

○持ち出し・持ち込み制限

事務所のパソコンを外へ持ち出すことや、私物のパソコンを事務所内へ持ち込むことを原則と して禁止する。フロッピーディスクや USB メモリの持ち出し・持込も原則として禁止する。

○事務職員への対処

雇用契約書(労働契約書)・就業規則に機密保持規定を設けるか、秘密保持契約を締結するか、 秘密保持の誓約書の提出を求め、個人情報を適切に取り扱うことを義務付ける。また、個人情 報の漏えいが起きたときの損害を説明し、危機意識を持った行動を促す。

Q4:退職した事務職員の個人情報、求人(採用)応募者の個人情報の扱いはどうしたらいいですか。

A4:退職した事務職員の個人情報の保存は、漏えいが起こりえない状態で適切な管理を行なう。求 人(採用)応募者に関しては、個人情報の利用目的を、応募者の選考にのみ使用する旨、明確に 本人に伝える。さらに、不採用者の個人情報は、確実に本人に返却するか、適正に破棄する。

Q5:安全管理措置の具体例にはどのようなものがありますか。

A5: 「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(以下 本稿では「ガイドライン」と記載する)第7条には、大別すると組織的・技術的安全管理措置 がある。

《 組織的安全管理措置の例 》

個人データの管理に関する責任者の設置とその権限、責任の明確化等組織体制の整備

個人データの保護に関する内部規定の整備

個人データの取扱いマニュアルの作成

個人データの委託先の選定基準の策定、委託契約における安全管理の条項の整備

従業員に対する教育・研修等の実施

個人データを取り扱っている部屋への入退出管理

個人データへのアクセス権限を付与する者の限定

個人データへのアクセス状況の監視(アクセス履歴の記録等)

個人データの事務所外への持出しの制限

(個人データを持ち出す権限を付与する者の限定、持出し手段の限定等)

個人データの保管場所の施錠及び鍵の管理

《 技術的安全管理措置の例 》

個人データのアクセス権者への ID・パスワードの付与

個人データを取り扱うシステムのセキュリティレベルの高度化

(外部からの不正アクセス防止の権能をもつソフトウェアを組み込むシステムの設定等)

外部のネットワークからの個人データを取り扱うシステムの遮断

外部のネットワークと接続しているコンピューターへのファイアウォールの設置

外部のネットワークにより個人データを送受信する場合のデータの暗号化

3) 従業員教育と委託先の監督

Q1:業務を委託するときに、委託先との関係で注意することはありますか。

A 1:委託先とは、個人情報の取り扱いについて事前に具体的内容について十二分に協議することで、 委託先の責任分担を明確にする。問題が起こった場合の対応と損害賠償請求については明確にす る。個人データが適切に扱われていることを確認する。委託先の再委託は基本的に禁止する。

Q2:現在、雇用契約書や委託契約書には、個人情報の取り扱いに関する規定がありません。今の契約 を解消し、新しく契約しなおした方がいいでしょうか。

A2:現在の契約書に『業務を適正に執り行う』といった類の規定があるなら、個人情報の適切な取り 扱いが含まれていることを確認する。そして、次に具体的な取り扱い方法等を記した追加条項を 設ける。もし、新たに契約する場合は、雇用契約書(労働契約書)、秘密保持契約書、秘密保持 誓約書等で個人情報の取り扱いと守秘義務について、より明確な取り決めをする。

Q3:従業者教育が提唱されるのはなぜですか。

A3:個人データの安全管理のためには、実際に個人データを取り扱う事務に従事する職員が、法令 やガイドラインの趣旨を理解するとともに、安全管理措置を遵守することが必要である。実際 に個人データが漏えいした事案では、従業者の過失・故意によるものが多く見受けられるが、 これらは個人情報保護の重要性に関する認識の決如によるところが大きいことから、行政書士 事務所は、研修等を実施するなどして従業員の意識の啓発を図ることが大変重要である。(ガ

イドライン第10条)

4)漏えい時の措置

Q1:行政書士事務所で個人データが漏えいしてしまった場合、どのように対応するといいですか。

A 1:情報通信技術が発達し、個人情報がコンピューター処理される場面が増加している現在、いった ん、個人情報が漏洩してしまうと、インターネット等を通じて際限なく流失し、2次被害や類似 案件の発生により、本人の権利利益に甚大な損害をあたえる危険性がある。 そこで、まず、本人において漏えい事案に迅速に対応することを可能とするため、行政書士事務 所において、漏えいの事実関係、つまりはどのような種類、内容、件数の個人情報がどのような 経路でどこまで流失したのか、それにどう対応しているのか等につき、速やかに本人に通知する。 あわせて、2次被害の防止及び類似事案の発生回避のため、個人情報の漏えいが発生した場合に は、漏えいの再発防止のための方策を講じる。(ガイドライン第20条)

Q2:行政書士事務所から個人情報が漏えいした場合の法的責任について教えてください。

A2:行政書士は、安全管理措置や事務職員への教育・指導・監督が適切に行われていなかったという ことで責任を問われる。また、行政書士法十二条「行政書士は、正当な理由がなく、その業務上 取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また 同様とする」の規定により守秘義務違反に問われる可能性もある。個人情報保護法の罰則につい ては、まず指導や是正勧告がある。もし、これに従わない場合は是正命令が下る。さらにこれに も従わなければ、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金刑が科せられる。また、漏えいに 対しての依頼先や顧問先からの損害賠償請求については別途、責任を負う必要がある。特に、プ ライバシーに係るセンシティブな情報の場合は、その額が多額になっている。

E 開示·訂正等

1) 苦情相談窓口

Q1:個人情報に関わる相談窓口を設けようと思っていますが、どうしたらいいですか。

A 1:行政書士事務所の規模に応じて、依頼者や顧問先が利用しやすいようにする。苦情等は、個人情 報の取り扱いに関するものであれば、特に限定されるものではなく、本人からの苦情等に限られ ない。苦情等の受付けに当たっては、電子メールや郵便などの多用な方法での申出を受けられる ような体制にしておく。また、個々の苦情等の処理にとどまるだけでなく、苦情等から把握でき る問題点等をその後の個人情報の取り扱いの改善に反映できるような体制を確立することが必要 である。(ガイドライン第19条) おおむね次の三点に配慮する。①相談窓口の存在を事務所内 掲示等により示し、相談・苦情を受け付けていることを伝える。②相談しやすい雰囲気・環境を つくる。③相談内容の守秘義務を徹底するなど、利用者本人が不安をもたないようにする。

2) 開示への手続

Q1:記録の開示請求があった場合は、どう開示するのが望ましいのですか。

A1:その方法としては、面談における文書の閲覧、交付若しくは文書の郵送又はコンピューター画面

の閲覧等が考えられるが、本人が同意すれば、電子メール、ファックスによる送信、電話等の様々な方法が可能である。(ガイドライン第14条)

円滑かつ適正な処理を行なうために、受付手続きを明確にし、本人と行政書士事務所の負担の軽減を図る。開示請求の窓口の請求、身分証の提示や委任状の提出等による本人または本人代理であることの確認方法、申請書の様式など開示等の求めを受け付ける方法を定めることができる。 書面によるほか、本人と相談し、開示の日時・場所・方法等を定めることもできるが、トラブルになることが予測できる場合は、開示請求書類で申請していただく。

- Q2:依頼先・顧問先の委任状を持った代理人から、開示の請求があった場合、依頼先・顧問先に確認 せずに開示していいのでしょうか。
- A 2: 請求者が遠隔地に居住している場合や疾病等で当該本人に係る情報を自ら求めることができない場合もあることから、代理人による求めにも応じること。ただ、開示対象個人データの内容によっては、代理人であるからといって、求めを認めてしまうと当該本人との関係で利益相反となるおそれもあることから、代理人になりえるものの範疇を、1未成年者又は成年被後見人の法定代理人、2開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人、と規定している。(ガイドライン第18条3項)
- Q3:書面による開示請求に対しては、手数料を徴収できると聞きましたが、妥当な金額を教えてください。
- A3:開示等の求めの処理に要した実費を回収する程度でなければならない。(ガイドライン第 18 条 5 項)。よって、常識的な範囲で、行政書士事務所ごとに決めるのが望ましい。
- 3) 保有個人データの訂正等
 - Q 1:訂正・追加・削除の請求があった場合に応じるのは義務ですか。もし、応じる必要がないとしたら、 どのような場合ですか。
 - A 1:次の場合は、保有個人データの訂正等を行なう必要はない。①利用目的から見て訂正等が必要でない場合。②誤りであるという指摘が正しくない場合。③訂正等の対象が存在しない場合。 訂正等の請求の手続きには、訂正・追加・削除請求書類で申請していただく。
- 4) 各種請求書類モデル
 - Q1:開示および訂正等にかかわる各種請求書類や回答書類のサンブルを見せてください。
 - A 1:次の六種類をサンプル書式モデルとして作成した。①開示請求書、②開示請求回答用紙、③訂正・ 追加・削除請求書、④訂正・追加・削除請求回答書、⑤利用停止等請求書、⑥利用停止等請求 回答書。

書式モデル ①

個人情報開示請求書

平成 年 月 日

行政書士事務所	所長 殿
1. 開示請求者 住所 〒	
氏名	印 電話番号 ()
2. 個人情報保護法第二十五条の規程によ	り、次のとおり個人情報の開示を請求します。
開示請求する個人情報の件名・内容	
開示の方法	□閲覧 □写しの交付 □その他同意した方法 ※開示にあたり手数料等の費用を申し受けます。
請求者の区分	□本人 □未成年者の法定代理人 □成年被後見人の 法定代理人 □開示の請求につき本人が委任した代理人
本人の	氏名
氏名・住所・電話番号 (法定代理人による請求の場合は記入)	住所
	電話番号
本人確認	□運転免許 □旅券 □健康保険の被保険証 □その他()
法定代理人資格の確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □委任状 □その他

- 1. 各欄に必要事項を記入し、□のある欄は該当箇所にレ印を記入して下さい。
- 2. 開示請求する個人情報の内容は、できるだけ具体的に記入して下さい。
- 3. 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の写しを提出してください。
- 4. 法定代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格(戸籍謄本・特記事項証明書・委任 状等)を有することを証明する書類を提出してください。

書式モデル ②

開示請求回答書

Description of the property o	
貴殿から請求のありました 殿に関する個人情報の開示につき、下記	
の通り決定いたしましたので、ご回答申し上げます。	
1.開示を致します。	
開示対象となる記録	
開示の方法	
□閲覧 □写しの交付 □その他同意した方法(l
つきましては、 月 日までに、当行政書士事務所にご連絡の上、おいでください。	
なお、開示手数料として金ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
2. 開示の希望に添いかねます。 開示対象できない記録	
用小刈水できない記載	7
不開示の理由	
本人又は第三者の生命、身体、財産等の権利を害するおそれがあるため。	
当行政書士事務所の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
法令に違反するため。	
なお、ご不明の点は、当行政書士事務所までお尋ねください。	
平成年月日	
行政書士事務所	
所長	

書式モデル ③

個人情報訂正・追加・削除請求書

平成 \Box

行政書士事務所	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所長 殿
1. 請求者	住所 〒	
	氏名 印	電話番号()
2. 個人情報保護法	去第二十六条の規程により、次のとt	5り個人情報の【□訂正・□追加・□削除】を請求します。
開示された個人情	報の件名・内容	
訂正・追加・削除	を求める箇所	
訂正・追加・削除	を求める内容	
請求者の区分		□本人 □未成年者の法定代理人 □成年被後見人の 法定代理人
本人の 氏名・住所・電話 (法定代理人による	番号 請求の場合は記入)	□訂正の請求につき本人が委任した代理人 氏名
		住所
		電話番号
<u>→</u> 1 τ#±=31		
本人確認		□運転免許 □旅券 □健康保険の被保険証 □その他()
法定代理人資格の	確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □委任状 □その他

- 1. 各欄に必要事項を記入し、□のある欄は該当箇所にレ印を記入して下さい。
- 2. 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類(当事務所からの開示通知書)を提出して下さい。
- 3. 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の写しを提出してください。
- 4. 法定代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格(戸籍謄本・特記事項証明書・委任 状等)を有することを証明する書類を提出してください。

書式モデル ④

個人情報訂正·追加·削除請求回答書

殿	
貴殿から請求のありました当行政書士事務所が保有する	殿に関する
個人情報の開示につき、下記の通り決定いたしましたので、ご回答申し上げます。	
1. 請求どおり訂正致します。	
訂正等の内容	
開示の方法	
□閲覧 □写しの交付 □その他同意した方法()
つきましては、 月 日までに、当行政書士事務所にご連絡の	の上、おいでください。
なお、開示手数料として 金 円を申し受けます。	
2. 訂正等の措置はとりません。	
訂正等の措置はとらない理由	
利用目的から見て訂正等が必要でない。	
誤りであるという指摘自体が正しくない。	
訂正等の対象が存在しない。	
その他()
なお、ご不明の点は、当行政書士事務所までお尋ねください。	
平成 年 月 日	
行政書士事務所	
所長	

書式モデル ⑤

個人情報利用停止等請求書

年 月 日 平成

行政書士事務店	所 ····	所長 殿
1.請求者	住所 〒	
	氏名 印] 電話番号 ()
2. 個人情報保証	要法第二十七条の規程により、次のと	おり個人情報の利用停止を請求します。
利用停止する個	人情報の件名・内容	
利用停止を求め	る箇所	
利用停止を求め		
請求者の区分		□本人 □未成年者の法定代理人 □成年被後見人の 法定代理人
本人の氏名・住所・電	話番号 (る請求の場合は記入)	□利用停止の請求につき本人が委任した代理人 氏名
(/AXL U-F) (VCC		住所
		電話番号
※本人確認		□運転免許 □旅券 □健康保険の被保険証 □その他()
※法定代理人資	格の確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □委任状□その他
留意事項		

- 1. 各欄に必要事項を記入し、□のある欄は該当箇所にレ印を記入して下さい。
- 2. 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の写しを提出してください。
- 3. 法定代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格(戸籍謄本・特記事項証明書・委任 状等)を有することを証明する書類を提出してください。

相続手続において、保険金はどのように扱われるのでしょうか。

回答

相続手続において、保険契約に基づき死亡保険金を受け取るというのはよくあるケースです。相続財産が、現に居住している不動産などに限定される場合には、当該不動産を配偶者や長男に単独名義で相続させ、その代わりに不動産取得者が他の相続人に現金を渡すといった代償分割のケースで、その代償の原資として保険を活用することがあります。また、税法上も、法定相続人の数×500万円を限度として、一定額が非課税となるなどのシステムも活用されております。

さて、ここで判例上保険金が争点となったケースを検討したいと思います。近時では、最高裁平成 16 年 10 月 29 日第二小法廷決定がありますが、遡ること平成 14 年、昭和 40 年など幾つもの判例が積み重なっております。判決の中で、先の判示が引用される場合もあるのですが、これら3つの判例は、全て異なった条文についての判断である点に注意が必要です。どれも重要な判例のため、一つずつ順番に検討します。

~最高裁昭和40年2月2日 第三小法廷判決~

この判例では、民法 896 条の相続財産の範囲に保険金が含まれるかが論点となり、次のように判示しました。

「本件養老保険契約において・・・保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者(兼保険契約者)の遺産より離脱しているものといわねばならない。然らば、他に特段の事情の認められない本件において、右と同様の見解の下に、本件保険金請求権が右相続人の固有財産に属し、その相続財産に属するものではない旨判示した原判決の判断は、正当としてこれを肯認し得る。」

この事案では、養老保険契約において被保険者死亡の場合の保険金受取人が単に「被保険者死亡の場合はその相続人」と指定されたときは、特段の事情のないかぎり、右契約は、被保険者死亡の時における相続人たるべき者を受取人として特に指定したいわゆる「他人のための保険契約」と解するのが相当であるとした上で、当該保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に、右相続人たるべき者の固有財産となり、被保険者の遺産より離脱している=民法896条の相続財産には含まれないと解しました。

~最高裁平成 14 年 11 月5日 第一小法廷判決~

この判例では、民法 1031 条における遺留分減殺の対象たる遺贈又は贈与に保険金 の受け取りが含まれるかが論点となり、次のように判示しました。

「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為 は、民法 1031 条に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるもの ということもできないと解するのが相当である。けだし、死亡保険金請求権は、指定さ れた保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保 険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではないと いうべきであり (最高裁昭和 36 年 (オ) 第 1028 号同 40 年 2 月 2 日第三小法廷判決・ 民集 19 巻1号1頁参照)、また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発 生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、 被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保 険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることもできないからである。」

この判決では、前出の昭和 40 年判決を引用し、受け取る保険金はそもそも相続財産 とはならないことを確認した上で、相続財産たりえず、かつ被保険者が死亡して初めて 発生する保険金については、そもそも遺留分として減殺請求することも認められないと いう論理の流れになっています。

さて、以上二つの最高裁判例を踏まえて、平成 16 年 10 月 29 日判決では、民法 903 条の特別受益における遺贈又は贈与に保険金の受け取りが含まれるかが論点とな りました。判例のこの流れの中で、どのように判示されたのでしょうか。紙面の都合に より、この判決については次号で紹介いたします。

ショートコラム・2

最近年、喫煙者と非喫煙者の権利のどちらを尊重すべきかが議論されている。喫煙者の立場からすれば、受 動喫煙により健康被害を受けるから喫煙は慎むべきだということになるし、非喫煙者の立場からすれば、喫煙 による不利益は自ら引き受けるから制約されるべきではない、ということになるだろう。この問題については 興味深い判例がある。 東京地方裁判所平成 11 年 (ワ)第 13320 号損害賠償請求事件である。 公務員であっ た原告が雇用主であった地方公共団体を被告として、受動喫煙による健康被害を受けたとして提訴した事件で、 裁判所の判断は、地方公共団体に安全配慮義務違反があった一部の期間についてのみ原告の損害があったとし て慰謝料を認めたものである。

喫煙者の権利と非喫煙者の権利のどちらを尊重すべきかという、社会的には難しい問題であるが、この裁判 所の判断は、近年尊重されつつある非喫煙者の権利を考慮した画期的なものといえるだろう。

< T >

平成17年度 ホームページ委員会事業検討説明書



http://www.do-gyosei.or.jp

平成 17年 11 月提出ホームページ委員会 堀内 正己

1. 趣旨

現ホームページは、平成 15 年度のリニューアル以来運用されてきましたが、利用される機会もすくなく、かつ、利用しにくいものという感想が多く、早急に改善することが必要といわれてきました。そこで、当委員会では、第三者の意見を収集した他、他県会や他士業のホームページと比較検討、調査してみた結果、次のような原因が浮き彫りされてきました。

- ○利用者のニーズに合致した情報に欠しい。
- ※利用者から見て、興味深い内容が少ない。
- ○掲載されている情報に新鮮味が欠しい。
- ※外注業者との連携関係などから更新が後手にまわりがちであり、かつ、内容も充分に伝わっていない。
- 目的のページにすぐにたどりつけない。
- ※ホームページの運用方針に一貫性がないために、これまで、五月雨的な更新が続けられて おり、全体像はいびつになっており、かつ、各ページのデザインが不統一で見にくい。

これらの問題点を抜本的に改善するために、当ホームページ委員会では、利用者の立場に立って、魅力あるコンテンツを提供し、見やすい、使いやすいホームページへのリニューアルを実施することを決定しました。これに加えて、新鮮で、魅力的なコンテンツを、自力で、しかも、低コストな仕組みで提供しつづけることができるような運営のあり方も模索していきます。

少なくともこの先5年間、大幅なリニューアルを必要としないような、方向性の確立と運用の基礎づくりを今年度の目標に定め、次年度には実際のリニューアルに着手することで、行政書士会の認知を広げ、社会的地位の向上の一助となるよう鋭意努力して行きます。

2. 概要

(1) 情報の標準化とイメージの統一

各ページの情報をできるだけ標準化し、ページやメニューごとの内容にばらつきがでないように努めます。また、どこからみても北海道行政書士会のホームページであること、北海道らしさや信頼感・安心感が視覚的、感覚的に伝わるよう全体のイメージを統一します。

(2) 使いやすさの向上

利用者がすばやく簡単に目的の情報にたどり着けるよう、統一したデザインのメニューを配置しナビゲーション機能を高めます。



http://www.do-gyosei.or.jp

(3)情報発信性の向上

常に新鮮な情報を提供・発信していくために、全担当者が自ら簡単にホームページを作成、更新できるウェブログ(ブログ)方式を積極的に採用します。

会員からの情報提供については、広報部長の裁可の後、HP 委員会担当者がスピーディーに更新できるようなルールづくりをします。

(4) 高齢者への配慮

文字の大きさを自由に変えることができるようなシステムを採用します。

(5) 魅力あるコンテンツの発信

利用者にとって関心が高い情報を利用者の立場に立って提供します。これまでの業務紹介に加えて、より、業務依頼に繋がりやすいよう、利用者が日常不便・不満に感じるような切り口から Q&A を作成する他、日常的に利用者の関心が高い、マスコミで頻繁に取り上げられているような情報に関連するコンテンツも提供して行きます。

ホームページ委員会進行スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行のホームページの問題点の検討調査									
リニューアルの基本方針の検討・決定									
リニューアルホームページのコンテンツの 枠組み・サイトマップの検討									
コンテンツの詳細の検討									
Q & A <i>の</i> 検討									
ホームページリニューアル作業業者の 選定基準の検討									
コンペの実施。業者の決定									
新ホームページの作りこみ									
※現行ホームページの更新作業 (業務情報、お知らせ等を主体に)	4~5@	4~5回							

平成 18 年新年賀詞交歓会のご案内

会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期するため、新年賀詞交歓会を下記のとおり開催いたし ます。

会員の皆さま多数のご参加をお願いします。

1. 開催日時:平成 18年1月27日(金)

2. 開催場所:ホテル札幌ガーデンパレス

札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 TEL.011-261-5311

3. 内容

(1) 業務研修会(会社法) 13:00~15:30

(2) 新春フォーラム

 $15:45 \sim 17:10$

(3)新年賀詞交歓会

17:30 ~ 19:30

4. 概要

(1) 業務研修会

平成 18 年 5 月ころ施行予定の「会社法」について、本法律の全体像を研修し、会員 業務に直結した講演を頂くこととしております。

(2) 新春フォーラム

パネリストとして、本会顧問の鈴木泰行道議・加藤礼一道議・行政担当者・佐藤良雄 相談役の4名をお招きし、深貝会長がコーディネーターとなり『行政の民間開放と行政 書士』というテーマでパネルディスカッションを行います。

(3) 新年賀詞交歓会

国会議員・道議会議員及び関係官公署並びに友誼団体をお招きし、会員の皆さまとの 交流を図ります。

5.参加申込み

下記により、平成18年1月13日(金)までに、事務局あてお申し込み願います。

主催:北海道行政書士会・日本行政書士政治連盟北海道支部

------<切り取り線>------

☆参加申込書☆

	参加する(〇印を記入)	会 費
(1)業務研修会		無料
(2) 新春フォーラム	***	無料
(3) 新年賀詞交歓会		会費 5,000 円

会 員 名 所属支部

新入会員研修会後期分報告

11 月号にて前期分の内容についてはご報告致しております が、今月号では、後期分について追加報告致します。

開催場所: 札幌市教育文化会館

開催日時:第1日目平成17年11月11日(金)

午後1時~午後5時

第2日目平成17年11月12日(土)

午前9時~午後12時



篠原賢吾業務部長

第1日目前半「行政書士基礎知識」(業務部長 篠原 賢吾) 近時の行政書士法の改正経緯とその背景についての説明があ り、行政書士法 1 条の 3 について詳しく解説がなされました。

第1日目後半「遺言・相続」(網走支部 池田 高明会員) 講義編では、基本的な相続手続きのポイントから、養子の子が 代襲相続する場合や、自筆証書遺言のさまざまな訂正方法など、 実務的な内容の講義がなされました。

実践編では、相続関係説明図をもとに、遺産分割協議書と相続 分不存在証明書を実際に作成致しました。

第2日目「建設業許可申請書」(研修委員長 宮元 仁) 講義編では、建設業許可の必要性や許可の区分、手続きの流れ について説明があり、実践編では、実際に建設業許可取得につい て相談を受けた場合を想定した申請書等の作成について、グルー プで話し合いをしました。



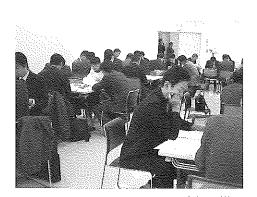
池田高明会員



宮元仁研修委員長



会場の様子



会場の様子

「総合法学講座」スタートにつき御礼とご報告

研修委員長 宮元 仁

今般、業務部と事務局一丸となりまして諸準備をすすめて参りました「総合法学講座」は当会会員皆様のご理解とご協力のもと、平成17年11月19日(土)無事第1回目を開設完了することができました。この場を借りまして感謝・御礼申し上げます。何分手探りの部分も多々あり皆様には顰蹙をかう部分もあったかと思います。しかしこれから進行して行く際に、抽出される事象で修正すべきところは適時修正して行く所存であります。

さて第1回目は北海道大学大学院法学研究科 曽野裕夫教授による「民法I財産法(債権各論)の講座でありました。当日は真冬を思わせる悪天の中、熱心な当会受講者で会場は冷房を入れるまでに熱気立ちました。講座内容に関しても評判は上々で「解りやすい」という受講者の声を聞けたこと、更には「全体的なカリキュラムがしっかりしている。」等、当研修委員会の今後の展開に大いに励みになるご意見を頂きました。

しかし、債権各論という大学では半年かけて履修するものを、3時間という時間の範囲内で、更には概要のみであっても資料の最後までたどり着くことが難儀であるということが今回ピックアップされました。次回以降の改善ポイントの1つと成りえましょう。

2 講座目は北海道経済産業局消費経済課 成田明弘係長と道立 北海道消費者センター 塩越康晴相談部長による「民事特別法(特 定商取引法)」の講座でありました。

特定商取引法(特商法)に関する案件は、今後益々主たる業務の一環と成りうると思われます。この法律・法令に関する詳細な理解こそが他士業との差別化の一端といえ、将来的な可能性として仲裁機関等での行政書士としてのポジションを示す場ともいえましょう。

講義はプロジェクターにより行われ、アニメーション豊かな経済産業省のパワーポイントによる資料は、特商法を分解、再整理されていて網羅性があり理解しやすいものであったと思われます。また、日行連で全く同様の資料による伝達研修が行われたということで、連合会の中での当会の先進性をここに誇示したといえます。次の塩越部長の講義は道の条例をもとに事例を絡めたユーモラスな講座でありました。

2 講座目につきましては、経産省(国)・と道との当該法における取扱の協調・連携が希薄なためか、受講者には2つの役所の対処法にぎくしゃくした感が生じたかと思われます。

最後に朝 10 時半から夜 6 時近くまでの長丁場、席を立つこと もなく熱心に受講された皆様、今後とも同様に講座に対するご理 解お願い致します。また希望していながら受講できなかった皆様、 次回以降さらに練り上げた講座を開設する予定であります。今後 とも前向きなご意見・ご協力よろしくお願いいたします。



曾野裕夫教授



成田明弘係長



塩越康睛相談部長



会場の様子

室蘭·苫小牧·日高三支部合同研修会

平成 17 年 11 月 19 日~ 20 日 新冠温泉レコードの湯にて室 蘭・苫小牧・日高三支部合同研修会が開催されました。会員 25 名 の出席があり、午後1時30分より菊地淳史日高支部長の挨拶の後、 深貝亨会長により「将来をみすえた行政書士像」をテーマとした講 演が行われました。講演では、複雑多様化する社会情勢の中におい て行政書士は今後益々その役割が増大すること、また、行政書士が 司法制度改革に伴って活躍が期待される隣接法律専門職種として位 置付けられていること等、社会や制度の変化に伴い将来的に行政書 士がどうあるべきかについてお話をいただきました。

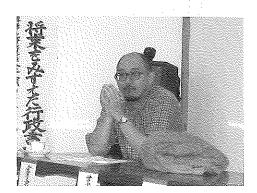


会場の様子





会場の様子



菊地淳史日高支部長

第2回十勝支部四士業合同無料相談会

十勝支部では、行政書士強調月間にあわせて、昨年に引き続き、 北海道社会保険労務士会十勝支部、釧路司法書士会十勝支部、釧路 土地家屋調査士会十勝支部と合同で、四士業無料相談会を平成 17 年 10 月 12 日(水) 午前 10 時から午後 4 時まで、十勝プラザ 1 階ギャラリーにおいて、電話無料相談と合わせて開催しました。

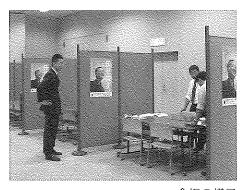
今年は、面談 36 件、電話相談 14 件で、合計 50 件の相談があり、 昨年よりも相談件数も増えました。

合同の無料相談会は、四士業それぞれが無料相談会の広報を行 い、会場費などを分担できるなどのメリットがありますが、いく つか課題も残りましたので、それらを検討し、無料相談会、電話

無料相談を通じ、行政 書士制度の周知、地域 社会への貢献を果たし てきたいと考えており ます。



相談員の方々



会場の様子



相談風景

旭川支部市民講座・無料相談会の報告

平成 17年 11月3日 ホテルクレッセント旭川に於いて市民講座と無料相談会が開催されました。 市民講座は「遺言と相続~遺言は愛と感謝の贈り物~」をメインテーマとして

『第1部』演劇「入院中でも認知症でも『遺言書』はつくれるの?」旭川コスモス一座

『第2部』講演「遺言と相続」講師 小笠原義晃氏(旭川大学講師、家庭裁判所調停委員)

『第3部』無料相談会(相談件数 30 件)

と進行いたしました。

来場された50名での参加型クイズを実施するなど様々な工夫を施し、行政書士制度を広く市民に 周知できました。



演劇の様子



講演「遺言と相続」の様子



無料相談会の風景

ewface 新入会員



医王田

勝美

昭和30年3月1日生

十勝支部 事務所

平成17年11月1日入会 带広市大通南27丁目18番地1 TEL 0155-27-1977 FAX 0155-27-1977

11月に登録証をいただき学生時代からの夢が現実になりました。 先輩のみなさんよろしくお願い致します。



やなぎした

柳 彦

昭和40年2月5日生

札幌支部 平成17年11月1日入会

事 務 所 札幌市豊平区平岸2条7丁月3番16号 エクセレントハウス平岸605号

長年メーカーセールスをしておりましたが、思う所あり、この度開業 致す事となりました。よろしくお願い致します。



たなか 田中 ひろし 裕

昭和26年12月21日生

事務所

札幌支部 平成17年11月1日入会 札幌市北区篠路町上篠路263番地 TEL 090-3116-8119

〈コメント〉

53才からの新入会員です。様々なスキルを身に付けたいです。とにか く勉強です。

宜しくお願いします。



くろかわ

昭和39年9月24日生

旭川支部 事務所

平成17年11月1日入会 上川郡美瑛町字美沢共生 TEL 0166-92-7833 FAX 0166-92-7833

(東京会より移転)

東京中野から転入してきました。まだ開業2年目の新人?です。これ から地元に根ざした活動をしていけるよう努力したいです。よろしくお 願い致します。

会議開催状況 <9~11周>

〈理事会〉

会 議 名	開催年月日	会	場	主	な	議	題
第3回理事会	平成17年10月14日	きょうさい	サロン		・(3) その (1) 研修制 について ADR機	D他 訓度につい こ (3)四: 関設置に「	vて (2)新年 上業協議会に 句けてのワー
第4回常任理事会	平成17年9月30日	ホテル エル	·/	①報告事項 からの報告 ②協議事項 賀詞交歓会 方協議会と ③その他	· (3)その (1)研修制 について	D他 制度につい (3) 日行	いて(2)新年 連と北海道地
第5回常任理事会	平成17年11月11日	本会会議室		①報告事項 からの報告 ②協議事項 士登録変更 ③その他	・(3) <i>その</i> (1)新年貧	D他	
第5回正副会長会	平成17年9月30日	本会会議室		①報告事項等 ②会員の業務 ついて ③行政書士変 ④日行連と却 ついて ⑤その他	らに係る〕 ・更登録に	道からの記 ついて	

〈部 会〉

会 議 名	開催年月日	会	場	主	な	議	題
第3回業務部会	平成17年9月29日	本会会議室		①研修委員会 ②新入会員研 ③研修委員会 (案)につい ④業務資料の ⑤その他	修会への 注策定「基 いて)業務部対 基礎法学(応について
一斉部会(5部会)	平成17年10月14日	きょうさいち	ヤロン	①平成17年 ②その他	度事業計	画の推進	について
第4回総務部会	平成17年11月9日	本会会議室		①平成17年 ②その他	度事業計	画の推進	

〈委員会〉

会 議 名	開催年月日	会 場	主な議題		
第9回会報編集委員会	平成17年9月6日	本会会議室			
第4回研修委員会	平成17年9月6日	ホテルエルム	①新入会員研修会について ②基礎法学研修について ③その他		
第6回行政書士登録調查委員会	平成17年9月7日	本会会議室	登録調査(新規8、変更6)		
第4回ホームページ運営委員会	平成17年9月8日	本会会議室	①トップページについて ②ホームページの更新について ③その他		
第10回会報編集委員会	平成17年9月13日	本会会議室			
第5回研修委員会	平成17年9月20日	ホテルエルム	① 新入会員研修会の実施内容について ②基礎法学研修について ③その他		
第11回会報編集委員会	平成17年10月4日	本会会議室			
第7回行政書士登録調查委員会	平成17年10月5日	本会会議室	登録調査(新規3、変更5)		
第2回組織検討特別委員会	平成17年10月6日	ホテルエルム	①部の適正配置と再編について ②委員会の適正配置基準と委員の選出方法 について ③その他		
第6回研修委員会	平成17年10月12日	本会会議室	①基礎法学研修について ②新入会員研修会について ③その他		
第5回ホームページ運営委員会	平成17年10月12日	本会会議室	①ホームページメニューの細目について ②その他		
第7回研修委員会	平成17年10月26日	本会会議室	①「総合法学講座」の具体的協議について ②後期「新入会員研修会」の細部確認について 3その他		
第12回会報編集委員会	平成17年11月1日	本会会議室			
第8回行政書士登録調查委員会	平成17年11月9日	本会会議室	登録調査(新規6、変更2)		
第13回会報編集委員会	平成17年11月10日	本会会議室			
第6回ホームページ運営委員会	平成17年11月10日	本会会議室	①ホームページリニューアル ②その他		
第7回ホームページ運営委員会	平成17年11月22日	かでる2・7	ホームページリニューアル参加希望者説明会		
第14回会報編集委員会	平成17年11月22日	本会会議室			

人は一生のうちに、一体どれ程の人と出会うの でしょうか。私の手元には、2005年の一年間に 交換させて頂いた名刺が約2,000枚ありました。 その内行政書士の方の名刺は100枚ほどなので、 ほとんどが異業種の方々といえます。お客様や相 談者の方からは名刺を頂かないケースも多いので、 のべ相当数の方と出会うことができたのだと思い ます。

人生というものが、人との関わり合いによって 形成されるとしたら、私の2005年はまさに出会 えた方々によって形作られたといえるはずです。 そう考えると、何よりもまず感謝の気持ちで一杯 です。会報編集という場を通じただけでも、編集 委員をはじめ、取材をさせて頂いた方々などたく さんの貴重な出会いがありました。「人」を取り上 げ、言葉で「人」に伝えるという会報編集に、大 きな意義と充実感を感じております。

ひょつとすると、今この会報を手にされている

方と2006年にはお会いできるかも知れません。 人との縁を大切にしつつ、より良い会報のために 取り組んで参りますので、これからもご愛読のほ ど、宜しくお願い致します。



新年挨拶	北海道行政書士会会長	2	平成 18 年新年賀詞交歓会のご案内	34
	日行連会長	3	新入会員研修会後期分報告	35
	北海道知事	4	[総合法学講座]スタートにつき御礼とご報告	36
今月のピッ	ソクアップ	$5\sim7$	室蘭・苫小牧・日高三支部合同研修会	37
リレーイン	ノタビュー〜行政書士の輪・3 〜	8~10	第2回十勝支部四士業合同無料相談会	37
寄稿・戸籍	#法について、その歴史	11~12	旭川支部市民講座・無料相談会の報告	38
ショートコ	コラム・1	12	新入会員	38
建設業経営	営事項審査について	13~18	会議開催状況	$39 \sim 40$
行政書士0	Dための個人情報保護法Q&A	19 ~ 29	編集後記	41
判例研究图	Ē	30~31	政連道支部だより	$42 \sim 43$
ショートこ	コラム・2	31		
ホームペ-	-ジ委員会より	32~33		

2006.1.第275号

発行人:深貝 発 行 所:北海道行政書士会

平成 17 年 12 月 25 日発行

編集人:坂地俊信 印刷所:(株) スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

(当 19116) 取引銀行 北海道銀行本店

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階 TEL 代表(011)221-1221 · FAX(011)281-4138

(普0742651) 北洋銀行本店 北洋銀行札幌南支店 (普0570344) (普389444) 札幌銀行本店

今号巻の棚田

振替口座 02730-0-8224番

総会員数	前年同月比	前月比
1.459 (個人 1,456 · 法人 3)		
	+ 13	<u> </u>
男性 1,340 女性 116		

平成 17年 11 月末現在

政連道支部だより

日本行政書士政治連盟 北海道支部

発行責任者:葛西 彰



年頭所感-財政再建を目指して-

日本行政書士政治連盟北海道支部 支部長 葛 西 彰

会員のみなさま、新年明けましておめでとう ございます。

『一寸先は闇』と政治の世界は評されます。闇というのはどう進むのか見えないということ。 昨年は、郵政改革法案をめぐり衆議院が解散、 真夏の総選挙となりました。予測できない事態 となったのだから、言葉通りのことが起きたと も言えます。一方で、闇という言葉は、人を暗 い気持ちにさせる言葉でもあります。一寸先は、 人を暗くすることが起きるという事であっては いけませんね。政治は人の暮らしや経済を明る くすること、照らすことでありますから。

まさかないだろうと予測していましたが、正に"想定外"だった真夏の総選挙、分会役員を初め、会員のみなさまには、たいへんお世話になりました。あらためてご支援ご協力に深く御礼申し上げます。

本年度より、本会会長職と政治連盟支部長職を兼任しない体制で執り行うことと致しませた。本年度は試行の年でもありましたが、突然の選挙への対応など、それぞれ専任であることにの効果は少なくないと実感いたしました。とされます。政治連盟の役割の大きれての意義というものが、本会会務に隠れて野に伝える、国民に届けるというたいと思います。と仕事を発展させ守護しているよう、機会あるごとにお伝えして参りたいと思います。

さて、新年から申し上げにくいことではございますが、道支部の喫緊の課題は、財政の建て直しであります。日政連に納める会費の四ヵ月分程度も滞納し三ヵ年に渡り分割納付するという事態となっておりますことを、強く憂慮いたしております。全国最低の入会率であることも是非知っていただきたいことであります。こんなことで良いわけがございません。

政治活動にともなう経費は、篤志ある会員の 皆様に支えられていますが、代理権の獲得など 法律の改正によって享受する恩恵は全会員に等 しく配分されます。三段論法で申し上げますと、 1. 行政書士の制度を維持発展させるのは、会 員こぞっての願いである。2. そのためには政 治活動が必要であり活動費も必要である。3. その活動費は会員の会費なくしては成立しな い。ということになります。

『政治活動に加わるかどうかは、会員お一人 おひとりの意思によるものですが、生業とする 資格と制度を守ろうという活動に、手を上げな い方がこれほど多いとは思えません』。私たち の運営に至らない部分があったり、入会促進活 動が丁寧になされていないのではないかなどの 自問自答とともに、改善を重ねていこうと努力 しております。

わたくしは、本年を道支部の財政再建元年と 位置づけ、各分会役員の皆様にはたいへんなご 負担をお願いしているところです。誰かが何時 か解決してくれるだろうということではなく、 どうか会員お一人おひとりが、『そんな事態に なっているのか』とご理解頂けたら、そこから 改善の道が開けて参ります。

みなさんが何とか支えていこうというお気持 ちにならないと、道支部全会員数を割り当て基 礎数字として負担することとされている納付金 は納められません。どうか分会役員の皆様から 『お願いします』と声がかけられた時、またお 願い文書とともに振込用紙が入っているのをご 覧になりましたときは、逼迫した財政事情を思 い出していただき、どうぞご快くご協力を頂け ますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様のご健勝とご発展をお祈 りし、新年のご挨拶を申し上げるべきところ、

なりふり構わぬお願いを致しました。本年の期 待や夢を語らなくてはいけないと思いつつ、暗 い話となってしまいました。財政の建て直しを 果たせずして語れないことも多いのですが、一 寸先は闇ではなくチャンス、好機でもあります。 道支部役員一同、本年はそう信じて一丸となっ て活動して参りますので、会員の皆様には、ど うぞ更なるご支援とご協力を重ねてお願い申し 上げ、ご挨拶と致します。

最近の動き

月・日	行 事 等	場所	担当者等
11月9日	新年賀詞交歓会実行委員会	札幌	葛西
14日	臨時道支部幹事会	札	各役員(常任理事のみ)
14日	上田市長「元気フォーラム」	札,幌	葛西
15日	新規登録者へ入会依頼	札幌	飛澤
18日	吉川貴盛「国政復帰フォーラム」	札幌	葛西・飛澤
22日	旭川分会へ入会促進のため訪問および	旭川	葛西
	加藤顧問打ち合わせ		
25日	佐藤相談役と打ち合わせ	札幌	葛西
25日	峰崎直樹「経済フォーラム」	札幌	飛澤
30日	鈴木宗男事務所訪問	札幌	葛西・飛澤